

協同組合の今日的存在意義と展開方向(2)

巨大複合災害からの復旧・復興のための協同組合運動の展開方向

東京農業大学名誉教授 白石正彦

一．はじめに

二〇一一年三月十一日、世界最大級のマグニチュード九・〇、震源域は長さ約四五〇キロメートル、幅約二〇〇キロメートルの「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」が発生した。

この未曾有の地震と津波という自然災害に加え、福島第一原子力発電所の事故（旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同じ「レベル7」という人災によって、表1のように六月七日時点で死者一五、三八二人（十二都道府県）、行方不明者八、一九一人（六県）と広域でかつ犠牲者が二万四千人に迫り、平成における震度七以上の新

潟県中越地震（死者六八人）や阪神・淡路大震災（死者・行方不明者六千四百人）と比べても、ケタ違いに多くの方が亡くなられた。さらに六月十五日現在の被災による避難者数は十二万四六〇〇人（政府集計）に達している。

亡くなられた方に哀悼の意を表すると共に、大切な方を亡くされた皆様へ、心よりお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた方が一日も早く日常の生活に戻れ、仕事への復帰と地域の経済社会の復興を祈念しております。

さらに、農林水産関係の物的被害に限定した場合でも、表1のように六月六日時点で二兆円に迫り、新潟県中越地震一、三三〇億

白石 正彦 しらいし まさひこ)氏



【専門】

農業経済学、協同組合論、食料政策論
九州大学大学院修了(博士(農学))

【公職等】

英国・オックスフォード大学客員研究員、東京農業大学
教授、ICA 協同組合原則・宣言検討委員、
ドイツ・マールブルク大学客員教授、日本協同組合学会
会長

全国農業協同組合中央会「J A 経営マスターコース」
コーディネーター等を歴任。

現在、家の光協会家の光文化賞審査委員、中国・青島農
業大学合作社学院客員教授

東京農業大学総合研究所農協研究部会会長

東京農業大学名誉教授

2012 国際協同組合年全国実行委員会実行委員等に就任。

【主な著書】

『協同組合の国際化と地域化』(監修・共著)

『農業の基本法制』(共著)

『地域産業の振興と経済—農・工・商複合化政策—』(共編著)

『新原則時代の協同組合』(監修・共著)

『フードシステムの展開と政策の役割』(共編著、農林統計協会)

『農と食の現段階と展望』(共監修・著)

『食料環境経済学を学ぶ』(共著)

『地産地消と循環型農業』(監修) など

表-1 平成における震度7以上の震災の比較

名 称	発生年月	死者・行方不明者	農林水産関係被害
東日本大震災	平成23年3月	(死者) 15,382人 (不明) 8,191人	19,386億円
新潟県中越地震	平成16年10月	(死者) 68人	1,330億円
阪神・淡路大震災	平成7年1月	(死者) 6,434人 (不明) 3人	900億円

注1) 東日本大震災の数字は死者・行方不明者については平成23年6月7日時点、
農林水産関係被害については平成23年6月6日時点。

2) 農林水産省の資料による。

円、阪神・淡路大震災九〇〇億
円に比較して甚大である。

「二〇一二国際協同組合年」

全国実行委員会の内橋克人委員
長は、四月六日に緊急の課題で
あるこの未曾有な災害に対して
“1被災者、2震災地の復興へ
の積極的な救援・支援、3日本
の経済の新しいあり方(市場原
理主義経済から協同組合組織を
重要な構成要素とする新たな基
幹産業の創設)”の「三つを提示
する取組みを一層強化すること
を強く期待します」というメッ
セージを表明されている。

本誌の前号(春号)では、

「日本における価値・原則重視
の協同組合運動の展開方向」に
ついて論述した。本号では、第
一に、「二〇一二国際協同組合
年」に向けて日本の協同組合運
動が置かれている大地震・津波

という自然災害に加え原発事故という人災が重なった巨大複合災害の実態（客観的な条件）、第二に、巨大複合災害に対する農協など協同組合の復旧・復興への取り組み実態と課題（主体的な条件）、第三に、巨大複合災害に対する農協など協同組合の復興ビジョンと運動の展開方向について明らかにしたい。

二・東日本大震災と福島原発事故による巨大複合災害の実態

（一）東日本大震災による人的被害と農林水産関係の被害状況

第一に、津波被災地の特徴が、地震被災地と違うのは、財産がすべて流され、事後に持ち出せず、跡地をそのまま使えないため、被災地を現状のまま復旧することが困難である¹⁾。

人的被害は、岩手県では宮古市以南（沿岸南部の宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）、宮城県では石巻市以北（沿岸北部の気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、ただし、仙台湾岸でも東松島市や山元町は大きな被害）など三陸地方南部で特に多く、死者・行方不明者率は、女川町、大槌町、陸前高田市では全人口の一〇%という惨状で、被災者率（死者・不明者・避難者の合計）では、陸前高田市が全人口の七九・五%、大槌町五二・六%、南三陸町四四・四%、女川町三五・五%に達し、当初、これらの市

町村の行政・都市機能が麻痺していたが、現在は復旧しつつある²⁾。

第二に、津波により流失・冠水等の被害農地の推定面積は、表12のように二三、六〇〇ヘクタール（うち田耕地面積二〇、一五一ヘクタール、畑耕地面積三、四四九ヘクタール）で、県別割合では宮城県が六三・六%、福島県が二五・一%、岩手県が七・八%を占めている。特に、宮城県は耕地面積に占める流失・冠水等の被害農地の推定面積割合が一・〇%、福島県が四・〇%、岩手県が一・二%を占めている。

津波による農地の被害は、表13のように①ガレキの被覆、②土砂や黒い泥土の堆積、③塩害、④有害物質の浸透などが重層化しており、復旧・復興には多額の経費と長い年月を要することが予想される。

農業関係の被害状況（平成二三年五月一八日現在）は、表14のように農地の損壊が一四、七三四カ所、被害額三、九五七億円、農業用施設等の損壊が一八、三六四カ所、被害額が三、一八〇億円に達し、その範囲は東北六県、関東六県、長野県、静岡県、新潟県、三重県の一六県に広がっている。農作物、家畜等の被害は一一八億円、農業・畜産関係施設等三八九億円で、その範囲は東北六県、関東四県、山梨県、長野県、新潟県の一三県に広がっている。一方、林野関係施設等の被害は二、九三〇カ所、森林被害八四五ヘクタールその被害額は、一、一六二億円、水産関係は漁船被害が二〇、七二三隻、漁港施設被害が三二九漁港で、その被害額は八、九五二億

表－2 津波により 流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積

(単位: ha、%)

県 名	耕地面積 (平成22年)	流失・冠水等被害農地の推定面積		
			田耕地面積	畑耕地面積
青森県	156,800	79 (0.1)	76	3
岩手県	153,900	1,838 (1.2)	1,172	666
宮城県	136,300	15,002 (11.0)	12,685	2,317
福島県	149,900	5,923 (4.0)	5,588	335
茨城県	175,200	531 (0.3)	525	6
千葉県	128,800	227 (0.2)	105	122
合 計	900,900	23,600 (2.6)	20,151	3,449

注1) 資料は農林水産省「津波により 流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積(平成23年3月)」

2) () 内は耕地面積に占める割合

表－3 津波による農地の被害状況

被害状況	備 考
ガレキの被覆	浸水により土壌が緩い場合、重機が入れない。また、割れた小さいガラスも散乱。ガレキ処理が思うように進まない。
土砂や黒い泥土の堆積	泥土が相当厚く堆積。黒い泥は、土壌の酸性化等の原因になる成分を含む。重機で作業ができないハウスでは、手作業で除去。今年の作付けは難しい。
塩 害	除塩作業が必要。作付までに3年程度かかる場合もある(収量・品質の安定にはさらに時間がかかる見込み。当面は、耐塩性の高い品目の作付も必要。用水路がガレキで埋まっている場合が多く、除塩用の水の確保が難しい場所もある。)
有害物質の浸透	流されてきた車からガソリンが漏れるなど、有害物質が土壌に浸透。作付できても、売り物にならない場合あり。

注) 全国農協中央会の資料による。

表－4 農業関係被害状況(平成23年5月18日現在)

被害内容	被害数 (箇所)	被害額 (億円)	主な被害地域
農地の損壊	14,734	3,957	東北6県、関東6県、長野県、静岡県、新潟県、三重県など16県
農業用施設等の損壊	18,364	3,180	
農作物、家畜等の被害	—	118	東北6県、関東4県、山梨県、長野県、新潟県など13県
農業・畜産関係施設等	—	389	
合 計	—	7,644	

注) 農林水産省の資料による。

円に達している。

(二) 福島第一原発事故による農業・農村の被災実態

第一に、六月二三日現在、福島第一原発事故による①警戒区域（同原発から半径二〇キロメートル圏内、海域も含む、許可無く立ち入りすることは禁止）は福島県大熊町・双葉町・富岡町の全域、椎葉町・川内村・田村市・葛尾村・浪江町・南相馬市の一部地域であり、海域を除く区域面積は六二四平方キロメートル、②計画的避難区域（事故発生から一年の期間内に積算線量が二〇ミリシーベルトに達する恐れのあるため、住民等に概ね一カ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める地域）は、飯館村（全域）、川俣町の一部（山木屋地区）、葛尾村（二〇キロメートル圏内を除く全域）、浪江町（二〇キロメートル圏内を除く全域）、南相馬市の一部であり、区域面積は四七二平方キロメートル、③緊急時避難準備区域（常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる地域）は、広野町、楡葉町（二〇キロメートル圏内を除く全域）、川内村（二〇キロメートル圏内を除く全域）、田村市の一部、南相馬市の一部であり、区域面積は四九八平方キロメートルであり、以上の三つの区域の関係市町村数は二市七町三村、海域を除く区域面積は一五万九、四〇〇ヘクタール（関係市町村面積二〇万七、九七一ヘクタールの七六・六％）に広がっている。

第二に、原発事故による①稲の作付け制限（五月三〇日現在）、

②原乳の出荷制限（六月八日現在）は、福島県内の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で行われているが、それ以外では解除されている。さらに、③野菜の出荷制限（六月二三日現在）

は、福島県の警戒区域、計画的避難区域及び一部の緊急時避難準備区域を除き解除され、ほぼ全面的に出荷が可能となった。④うめ（果樹）は、福島県の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に加えて、それ以外の四市一町の出荷制限、⑤生茶葉（工芸作物）は六月二三日現在福島県の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に加えて県内の一町、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県等の一部市町村で出荷制限が実施されている。さらに、福島県、宮城県等で五月一八日現在、乳用牛・肥育牛への牧草給与及び放牧利用の制限が行われている。

これに対して、政府の原子力損害賠償紛争審査会の第一次指針では、①政府による避難等の指示に係る損害（避難費用、営業損害、物的価値の喪失又は減少等、検査費用等）による減収が原子力損害賠償法に基づく賠償の対象となり、東京電力が五月三一日から仮払いを開始している。

さらに、第二次指針（五月三一日）で風評被害の対象となる農水産物は、四月末までに出荷制限指示等が出されたことのある地域を対象に①全ての食用農林産物（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県などの該当の市町村）、②全ての食用畜産物（福島県、茨城県などの該当の市町村）、③全ての食用水産物（福島県、茨城県な

表－5 原発事故による主な輸出先国の輸入規制措置の例

輸出先国	対 象 県	品 目	措 置
中 国	12都県 ¹⁾	全ての食品、飼料	輸入停止
	12都県以外	全ての食品、飼料	放射性物資の検査証明書及び産地証明書を要求
韓 国	5 県 ²⁾	ほうれんそう、カキナ、原乳、飼料等	輸入停止（原乳は福島及び茨城が対象。飼料は福島、栃木、群馬及び茨城が対象。）
	13都県 ³⁾	全ての食品（5 県の上記除く）	放射性物資の検査証明書を要求
	13都県以外	全ての食品	産地証明書を要求
E U	13都県 ⁴⁾	全ての食品、飼料	放射性物資の検査証明書を要求
	13都県以外	全ての食品、飼料	産地証明書を要求
米 国	福島、栃木	ほうれんそう、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止（栃木は、ほうれんそうのみ）
	福島、栃木、茨城	野菜・果物・牛乳等	放射性物資の検査証明書を要求

注1) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉

2) 福島、群馬、栃木、茨城、千葉

3) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、千葉、静岡、神奈川

4) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川

5) 農林水産省の資料による。

どの該当の市町村）に加え、上記以外の産品については調査、分析等を行った上で今後検討を行う予定である。

このような状況下で、例えば新ふくしま農協管内の組合員農家の野菜・山菜・原乳などの約六〇品目の原発事故による損害額は三月・四月・五月の三カ月だけで一・一億円（うち出荷停止分五〇％、価格下落分五〇％）に達しており、東京電力に対して損害賠償・出荷報償を「J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会」を通じて請求している。

原発事故による諸外国・地域の輸入規制の動きは、表－5のように中国やEU等の四一カ国・地域において、日本産食品の輸入に対して「輸入停止」や「証明書の要求」などの規制強化をする動きが生じている（六月八日現在）。これに対して、日本政府は過剰な規制を行わないよう首脳会談、WTO会合、各国・地域への往訪や在外公館等を通じて働きかけ、その結果、シンガポール、マレーシア等は輸入規制措置を一部緩和している。また、EU、EFTA（欧州自由貿易連合）、シンガポール、マレーシア、韓国及びタイ向けの「産地証明書等の発行体制」を整備している。

三・巨大複合災害に対する農協など協同組合の復旧・復興への取り組み実態と課題

第一に、東北三県のJ Aの主な人的被害は、表－6のように①岩手県の農協役職員で死亡者七名、行方不明者六名、②宮城県は死者

表-6 東北3 県の JA の主な被害

	被 害 内 容
岩手県	①死者・行方不明役職員数：死亡：7 名、行方不明：6 名 ②主な被害：JA おおふなとでは、9 本支店が全壊。2 支店で浸水被害あり。
宮城県	①死者・行方不明役職員数：死亡：13 名、行方不明：2 名 ②主な被害： ・沿岸地域にある 5 JA は津波により店舗等が壊滅的被害を受けた。 ・内陸部の JA は 4 月 7 日の大きな余震により施設の損壊等あり。
福島県	①死者・行方不明役職員数：死亡：2 名、行方不明：1 名 ②主な JA の店舗被害状況： ・JA ふたばは、ほぼ全域が警戒区域（計画区域外も全てが避難区域）。本店機能を福島市内に移転。組合員の多くが避難している埼玉県加須市では、地元 JA の協力を得て、窓口対応を実施。

注）全国農協中央会資料による。

表-7 JA グループの支援活動

項 目	内 容
緊急物資支援	全国の JA 等より、被災地に対して、食料・生活用品を無償支援。 (4 月12 日時点：精米350トン超、水・茶：35 万リットル超など)
義 援 金 等	JA グループの組合員・役職員による募金活動を展開（5 月末で約10 億円が集まった）。 JA グループ復興・再建義援金を創設（目標：100 億円）。 JA 全農や JA 共済連では、それぞれ70 億円規模で災害積立金の取り崩しを行う予定。
ボランティア等の派遣	全国の JA グループの役職員からボランティアを募集し、被災地に派遣（延べ約3,100 人日）。全国団体からは現地駐在員を派遣。
資金融通等	農林中金では、被災者の当座の資金を融通するため、無利子による 3 千億円規模の「緊急つなぎ資金」を含む、1 兆円規模の復興支援プログラムを創設。
共済金支払い	JA 共済連は、共済金の支払見積額は7,300 億円となることを発表（阪神・淡路大震災の約6 倍の規模）

注）全国農協中央会資料による。

一三名、行方不明者二名、③福島県は死者二名、行方不明者一名である。

主な施設面の被害は、①岩手県の JA おおふなとでは、九カ所の本支店が全壊し、二カ所の支店で浸水被害があった。②宮城県では沿岸地域にある五 JA は津波により店舗等が壊滅的被害を受け、内陸部の JA は四月七日の大きな余震により施設の損壊等が生じている。③福島県では JA ふたばのほぼ全域が警戒区域（計画区域外も全てが避難区域）であり、本店機能を福島市内に移転し、組合員の多くが避難している埼玉県加須市では、地元 JA の協力を得て、窓口対応を実施している。

第二に、東北三県の JA の主な被害と組合員農家、地域

農業の被害に対して、全国のJAグループの支援活動は、表―7のように、①緊急物資支援（四月十二日時点…精米三五〇トン超、水・茶…三五万リットル超）、②義援金等（五月末で約一〇億円）、③ボランティア等の派遣（五月二七日現在延べ約三、一〇〇人日）、④資金融通等（一兆円規模の復興支援プログラムを創設）、⑤共済金支払い（JA共済金の支払見積額七、三〇〇億円）等に精力的に取り組んでいる。

第三に、全国農協中央会では地震・津波被害からの農業復興の基本的考え方として、①被災地域の復興、安全・安心な食料の安定供給の確保の観点から、被災地域の農業の復興が、我が国の最優先課題の一つであること、②復興に向けては、現状回復にとどまらず、「新しい活力ある地域づくり」が必要であること、③その中で、農業については、規模拡大などにより、「持続的発展が可能な農業づくり」に取り組む必要があること、④まずは、被災した全ての農家が営農再開意欲を持てるようなビジョンを早期に策定し、提示していくことが不可欠であることを明示している。

さらに、農業復興のコンセプトイメージとして、表―8のように、①災害に強い農業・農村の基盤づくり、②将来にわたって成長できる活力ある農業づくりと担い手の育成（農地の集約・規模拡大、新技術の導入、環境保全型農業の拡大、大型園芸施設団地の展開、JAによる農業経営参画・農家の雇用など）、③被災地域の資源・コミュニティ（協同・絆）を最大限活用した農村・農業・関連産業の

表―8 農業復興のコンセプトイメージ

①災害に強い農業・農村の基盤づくり
②将来にわたって成長できる活力ある農業づくりと担い手の育成（農地の集約・規模拡大、新技術の導入、環境保全型農業の拡大、大型園芸施設団地の展開、JAによる農業経営参画・農家の雇用など）
③被災地域の資源・コミュニティ（協同・絆）を最大限活用した農村・農業・関連産業の活性化（集落営農の再構築、地産地消の拡大、6次産業化による付加価値・雇用の創造・拡大など）
④地域のライフラインとしてのJAの再建と役割発揮

注）全国農協中央会資料による。

活性化（集落営農の再構築、地産地消の拡大、六次産業化による付加価値・雇用の創造・拡大など）、④地域のライフラインとしてのJAの再建と役割発揮、を明示している。

第四に、原発事故の損害からの復興に向けた課題としては、①原発事故の損害は拡大・深刻化しており、復旧に取り組める状況にならないこと、②当面の最重要課題は、収入がない状況が長期化する中で、生活資金を確保すること、③中長期的な課題は、「帰って営農再開ができるか」、「安全な農産物を生産することができるようになるのか」などたくさんあること、④海外で同じような事故が起きた事例等を踏まえると、違う土地で農業を再開することも一つの選択肢として考えざるを得ない状況にあること、等を明示している。

さらに、想定される主な中長期的な課題として、表―9のように①安全な土壌の確保、②作付品目の見直し、③永年作物等の収量・品質の回復、等を明示している。

以上のような基本的考え方と復興ビジョンに基づき、全国農協中央会の東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部は、平成二三年六月九日に政府に対して「東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する第二次要請」を行っている。

具体的には、第一に、地震・津波被害からの復旧対策のための①復旧作業の迅速な実施、②復旧対策の執行の迅速化の要請である。

第二に、新たな活力ある地域・農業づくりに向けた復興ビジョンの策定・実践のための①持続的発展が可能な農業づくりに向けた基

表―9 想定される主な中長期的な課題

項 目	内 容
安全な土壌の確保	浸透したセシウムの半減期は30年であり、抜本的な土壌改良・客土等が必要になると想定される。
作付品目の見直し	食用の農産物を作ることが難しい場合は、非食用作物を作ること も考えないといけない。 *チェルノブイリでは、セシウムの吸収力が高いヒマワリを汚染地域に植えた。また、同じような特性を持つ菜の花を植え、それからナタネを採取し、バイオエネルギーを作っている。
永年作物等の収量・品質の回復	果樹等の永年作物や畜産・酪農では、手入りを少しでも怠ると、収量・品質が大きく劣化し、その回復に長時間かかる。避難区域等では、農作業ができない状況である。

注) 全国農協中央会資料による。

盤整備（a．土地利用計画の早期策定と農地基盤整備の推進、b．活力ある農業づくりに向けた総合的な整備、c．業者の事業用資産の共同整備等への支援強化）、②被災農業者の営農再開に向けた生活・経営課題の払しょく（a．営農の本格的再開までの被災農業者に対する雇用対策と所得補償等、b．復興に向けた被災者の二重債務問題の解消）、③地域の農業・経済の核となる被災JAの復興・再建（a．被災JAの経営基盤強化対策、b．被災JA等の事業用資産の復旧支援）、④農業復興のための基金創設の要請である。

第三に、原発事故対策として、①適切な放射能物質検査の実施（a．適切な検査の実施、b．品目に応じた検査方法による早期の出荷再開）、②原発事故の損害に対する東京電力及び国による迅速かつ万全な損害賠償（a．出荷制限指示等の損害の早期賠償支払い、b．価格下落等のすべての実損害の早期賠償、c．避難区域の営農にかかる損害の早期賠償、d．JA等への賠償）、③避難区域の復興対策（a．早期の復興計画の策定・実践、b．安全な土壌の確保等）、④農畜産物の輸出に係る損害賠償と風評被害防止対策、⑤農畜産物の消費拡大対策の要請である。

四・巨大複合災害に対する農協など協同組合の復興ビジョンと運動の展開方向

第一に、内閣府に置かれた「新しい公共」推進会議¹は、平成二十三年六月一四日に『新しい公共』による被災者支援活動等に関する



大地震・大津波で被災した太平洋岸のJAそうま管内の農業地域 5月2日撮影

制度等のあり方について」をとりまとめている。

その中の「3. さまざまな『社会の担い手組織の力』の結集を」という項目では、「協同組合においては、地域の生活を支える日常生活物資の供給、農林水産業の復興に向けた事業再開等のために、被災地の協同組合と全国の協同組合が連携して取り組んでいる。また、長期的な復興支援を見据えたNPO―生協―農協の連携による拠点づくりと支援ネットワークづくりも始まっている。こうした動きの中で、さらに多様な主体による参加の仕組みを拡げていくためには、様々な関係者や関係団体が、地域コミュニティの一つの事業体として『複合協同組合』を形成できるようにすることが望ましい。カナダの『連帯協同組合』や『コミュニティ・サービス協同組合』、イタリアの『社会的協同組合』を参考にして、『日本型社会的協同組合』の制度を検討する。」と記述され注目される。

上意下達型の公共ではなく、市民自治に支えられたボトムアップ型の視角から、巨大複合災害に対する復旧・復興の「新しい公共」の担い手として農協を位置付け、非被災地JAによる被災地JAへの物質的、人的、精神的な支援活動の継続、並びに産直関係を通じて交流活動と農水産物の供給など協同組合間提携に取り組んできた被災地JA・漁協等と非被災地生協等による新たな協同組合間提携の再構築、さらに「二〇一二年国際協同組合年」に向けて現在の

「日本協同組合連絡協議会（JJC）」現在の加盟団体は、JA全中・JA全農・JA共済連・農林中金・家の光協会・日本農業新聞

・日本生協連・全漁連・全森連・全労済・日本労協連・大学生協連および労金協会の（一三団体）を「日本協同組合連合会（仮称）」として組織再編し機能強化が構想され、日本の協同組合人同士の仲間意識、絆づくりの大切さを各都道府県の連合組織や単位協同組合の役員や女性部・青壮年部など組合員組織においても論議を活発化する必要がある。

第二に、日本学術会議東日本大震災対策委員会の被災地域の復興グラウンド・デザイン分会は、「提言…東日本大震災被災地域の復興に向けて―復興の目標と七つの原則」を平成二三年六月八日に発表している。

この中で、一番目に、復興の目標…「いのちと希望を育む復興」において「復興は、何よりも、人々のいのちを大切にし、暮らしを再建し、未来への希望を育むものでなければならない。未曾有の災害の記憶を国民が一体となって共有し、災害を二度と繰り返さないことを誓うことが重要である。また、復興は、津波や原発災害の恐れのある国内外の地域に対しても、災害に強く、安全な地域となるよう具体的指針を提示するとともに、復興の道筋を通じて人間と自然の新しい関係を構築し、二一世紀日本の未来像を示し、地球環境の持続的発展に貢献することを目標とする。」と基本理念を明示し注目される。

二番目に、復興に向けての原則として、(1)「原発問題に対する国民への責任及び速やかな国際的対応推進」の原則、(2)「日本国憲法

の保障する生存権確立」の原則、(3)市町村と住民を主体とする計画策定」の原則、(4)「いのちを守る」ことができる安全な沿岸域再生」の原則、(5)「産業基盤回復と再生可能エネルギー開発」の原則、(6)「流域自然共生都市」の原則、(7)「国民の連帯と公平な負担に基づく財源調達」の原則、を明示し注目される。

巨大複合災害からの復旧・復興のためのJAグループをはじめとする協同組合運動は、「いのちと希望を育む復興」という基本理念と復興に向けての七つの原則を重視して取り組む必要がある。

第三に、「二〇一二国際協同組合年」全国実行委員会の内橋克人委員長は、「いま、なぜ協同組合なのか」³⁾のなかで、日本を襲った三つの“tsunami”について論述している。一番目の“tsunami”は、巨大地震、津波という自然災害と原発事故という人災に対して「巨大複合災害の沼地から抜け出し、私たちは再びの社会的安定を夢みることは可能であろうか。……原子力エネルギーを強権的な『国策』として推進してきたのは誰であつたのか。……いま、内省の言葉ひとつ口にしない彼らを、筆者はあえて亡国の徒と呼ぶ。この美しい自然を最大の矜持としてきた日本人と日本列島を、海沿いに原発で囲む。いつたい、いつ、国民は『原発過密列島』に合意を与えたであろうか。そしてついに『ブクシマ』が現実となった。『合意なき国策』がもたらした悲惨を私たちは許すことができない。」と指摘している。

さらに、二番目の“tsunami”は、今回の災厄のわずか二年半前の



JA そうま管内の南相馬市の海岸に近い水田地域で、津波のため水田はヘドロで覆われ、農機具、流木等が散在し、海水のたまった池状の窪みが広がっている。右から白石正彦（東京農業大学名誉教授）、鈴木昭雄（JA東西しらかわ組合長）、萬代宣雄（島根県農協中央会会長）、勝部喜政（島根県農協青年組織協議会会長）
5月2日撮影

リーマン・ショックに発する「世界経済危機」である。内橋克人氏は、「海を隔てたアメリカが震源地であつたはずが、先進地の中で最大の被災地は日本となった。……tsunamiに備える『防波堤』を内側から掘り崩してきたからだ。『グローバル化追随』を『改革』という言葉にすり替え、本来、国家として整備しておくべき強靱な防波堤を自らの手でせつせと内側から掘り崩してきた。」と指摘し、具体的には①労働の解体（正規雇用と非正規雇用という格差と差別等）、②均衡ある国土の発展という理念の放棄（産業としての農・漁・林業の苦境）、③「所得移転の構造」（労働分配率の引き下げ、社会保障の削ぎ落とし、グローバルズ（日本型多国籍企業）に政策支援を集中し、ローカルズ（地域密着企業）との間に天文学的格差が生まれた）等を指摘している。

三番目の“tsunami”は、「市場原理至上」や「世界市場化」という畀によって、脅かされる「人間の安全保障」について言及され、「TPP開国論」を機として「日本農業の鎖国のせいで開国が遅れている」などという「内に仮想敵をつくる」虚論が「農業過保護」攻撃を手段として闊歩している点を批判されている。

その上で、協同組合など「共生セクター」は参加、連帯、協同を原理し、ミッション（使命・役割）を共有する「使命共同体」として「理念型経済である新基幹産業」の立ち上げを提唱され、具体的には「FEC自給圏の形成」（Fは食と農、Eは再生可能な自然エネルギー、Cはケア、教育、人間生存の基盤、コミュニティ再生）

を強調され注目される。

巨大複合災害に対する農協など協同組合の復興ビジョンと運動の展開方向は、以上のような①巨大複合災害に対する復旧・復興の「新しい公共」の担い手としての農協を含む協同組合の位置付けの明確化、②日本学術会議の復興ブランド・デザインが強調している東日本大震災被災地域の復興に向けての目標と七つの原則、③内橋克人氏が強調している日本を襲った三つの“tsunami”の脈絡（客観的諸条件）を鮮明にしつつ、協同組合など「共生セクター」の強みである参加、連帯、協同を土台としてミッション（使命・役割）を共有する「使命共同体」としての「理念型経済である新基幹産業」（FEC自給圏の形成）を組み合わせた協同組合運動の展開が期待される。

注記

- 1)、2)は、農政ジャーナリストの会・研究会（二〇一一年六月一五日）での広田純一教授（岩手大学）の講演資料による。
- 3) 内橋克人「いま、なぜ協同組合なのか」、家の光協会編『協同組合の役割と未来―共に生きる社会をめざして―』家の光協会。